

# 北栄町行政改革プラン

## 第2期

(平成23年度～平成27年度)

北 栄 町

平成19年1月

(改訂5 平成24年3月)

## 目 次

はじめに	．．．．．	2
行政改革の必要性	．．．．．	2
行政改革の基本理念	．．．．．	3
行政改革の視点	．．．．．	4
住 民	- 住民との協働によるまちづくり	．．．．． 4
業務運営	- 業務運営の見直し	．．．．． 4
人材・組織	- 人材の育成と組織機構の整備	．．．．． 5
財 政	- 持続可能な財政基盤の確立	．．．．． 6
行政改革の推進体制	．．．．．	7
全庁をあげた取り組み	．．．．．	7
住民の意見反映	．．．．．	7
改革の進捗状況の公表	．．．．．	7
行政改革プランの実施期間	．．．．．	7
具体的な方策	．．．．．	8
住民との協働によるまちづくり	．．．．．	12
業務運営の見直し	．．．．．	14
人材の育成と組織機構の整備	．．．．．	29
持続可能な財政基盤の確立	．．．．．	38

## はじめに

日本全体が人口減少社会に突入した今日、地方自治体は少子高齢化社会の進行に伴う子育て対策、高齢者対策、農業対策、福祉対策など、また、安全・安心な生活確保のための健康対策、環境対策、危機管理対策など様々な課題に対して、多様化・高度化する住民ニーズに的確かつ迅速な対応が求められています。

また、国においては一層の地方分権・地域主権が推進されており、将来に向けた地域づくりは、地域自らの意志と責任において主体的に決定する自主・自立のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため北栄町では、平成23年1月に自治基本条例に基づき、町民・コミュニティー・行政が協働して、10年後の目指すべき町政の姿・運営指針「北栄町まちづくりビジョン」を策定し、「人と自然が共生し、確かな豊かさを実感するまち」づくりに取り組んでいます。

一方、日本を取り巻く経済状況は、昨年の3.11東日本大震災と津波、それに伴う原発事故による経済活動の停滞、欧州の政府債務危機による金融資本市場の影響などによる稀に見る円高、デフレによる雇用状況の悪化など依然として厳しい経済・雇用状況にあり、国・地方自治体を問わず厳しい財政状況の中、持続可能で健全な財政運営が求められています。

北栄町が中長期的に安定的な財政運営を行うには、今後ともなお一層の簡素で効率的な行財政運営に取り組んでいくため、柔軟な発想と大胆な実行により、さらに踏み込んだ行政改革を進める必要があります。

平成19年1月に「北栄町行政改革プラン」を策定し、プランをローリングさせながら毎年見直しを行ってきましたが、引き続き平成23年度からを第2期とし、継続的・効果的に行政改革を推進していきます。

## 行政改革の必要性

北栄町の財政状況は、公債費（借金）の負担が当面10億円台で推移し、下水道や介護保険会計等への支出が増加しています。一方では、国の三位一体改革は地方自治体の財政自由度を高める改革にはほど遠く、本町歳入の4割強を占める地方交付税は、合併算定替による普通交付税の増加額が合併11年目以降段階的に縮減されることになっています。北栄町の行財政運営については、合併協議の中で効率的で十分な行

政サービスを展開するよう調整が行われましたが、予想を上回る財政難と山積する行政課題に対応するには更なる改革が求められています。そのためには、行政サービスのあり方に留意しつつ、徹底した事務事業の洗い直しと事業効果を十分に配慮したうえで、施策の優先順位の厳しい選択を行い、必要性や住民ニーズ、緊急度などの観点から効果的な行政運営を推進することが必要です。

時代の潮流に即応した簡素で効率的な行財政運営のあり方を今一度徹底的に検討し、なお一層行政改革を実行します。

## 行政改革の基本理念

行政は、地域・人材・財源・施設などの限られた経営資源の有効活用を図りながら、住民福祉の増進に努め、最小の経費で最大の行政サービスを提供していく必要があります。

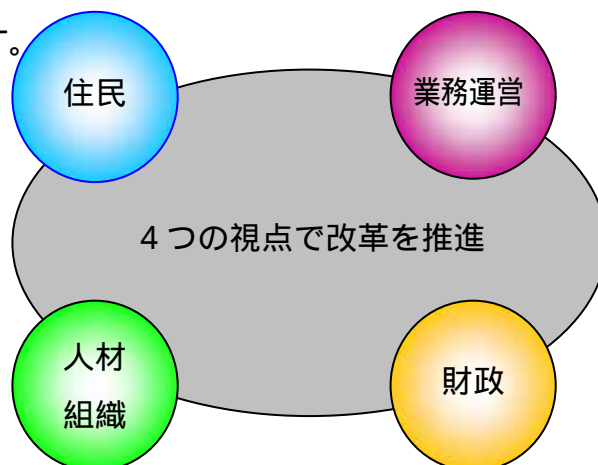
また、ますます多様化する町民のニーズに的確に応える町政を実現するには、行政主体の運営から、公共的な課題解決に対して町民と行政がそれぞれに役割と責任を自覚して、対等の立場で協力し合う「協働」による行政運営を目指していく必要があります。

協働をすすめるには、町民との信頼関係を築くことは欠くことができず、情報公開の推進など行政の透明性をこれまで以上に高めていかなければなりません。

また、限られた経営資源を最大限に活用させていくために、経営感覚をもって効率的・効果的に行政運営を進めていくことも求められています。

行政改革は、歳出カット、定員抑制、組織機構の統廃合などといった縮み志向だけでなく、改革を担う職員の意識改革と資質向上による行政の質を高め、より低いコストでより良いサービスを提供するという、削減して経費を新たな分野に投入し、地域の活性化を図るといった観点が必要です。

これからの行政運営のあり方について、本町の目指すべき方針として4つの視点 住民 業務運営 人材・組織 財政 を掲げ、制度や仕組みに踏み込んだ構造的な改革をなお一層進めていくこととします。



## 行政改革の視点

### 住 民 住民との協働によるまちづくり

地方分権時代において、限られた財源で住民満足度を向上させるには、住民のニーズにあった政策を的確に展開することが必要です。

これまで自治会に対しては、運営補助、施設補助等や、直接自治会の意見を聴く自治会長会などを開催し支援・連携を図ってきました。しかし、ボランティア団体等に対しては、育成のための積極的な手助けが行われてこなかったといえます。

いうまでもなく、町民がまちづくりの主役であるというのが自治の原点です。地域の課題に対して、自治会やボランティア団体が果たす役割が増大しており、これらと連携し、支援することが重要です。

より多くの町民や団体が町政に積極的に参画できる仕組みづくりを進めるとともに、住民と行政が役割分担を明確にしながら、対等なパートナーとして連携・協力し、協働によるまちづくりを推進していきます。そして、わかりやすい行政情報を積極的かつ迅速に公開することにより、行政の公正、透明性の向上、説明責任の明確化を基本とした信頼性の確保に努めます。

### 業務運営 業務運営の見直し

町民にとって満足度の高いサービスを提供するためには、限られた財源の中で効率性、経済性を追求した事業を展開する必要があります。

これまでは予算編成時に業務運営の見直しを行ってきましたが、それはあくまで一部においてであり、また目的が予算編成のための部分的な見直しに限られていました。改めて第三者の視点を取り入れ全庁的に事務事業の見直しを行い、町民、企業、行政が果たす役割分担を見直すことが必要となっています。民間の活力やノウハウを積極的に導入し、必要なものは民間委託、PFI<sup>1</sup>、市場化テスト<sup>2</sup>などを進めます。

補助金、負担金、委託料等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用

1 PFIとは、施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金・技術力・効率的な運営ノウハウを活用する仕組み。(Private Finance initiativeの略)

2 市場化テストとは、官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組み。

対効果等を精査し、基本的な考え方を確立するとともに、廃止、縮小、統合等の見直しを引き続き行います。

公共施設については、経営感覚を持って運営することが必要です。個々の施設について管理運営体制を点検し、統廃合を含めた運営の合理化や民間委託等を検討していきます。行政の効率化、町民の利便性の向上、町民に開かれた町政の実現を図るため、IT化をさらに推進します。

## 人材・組織 人材の育成と組織機構の整備

政策を着実に実行し、質の高い行政サービスを提供するためには、従来の枠組みや慣行にとらわれることなく、組織・機構を絶えず見直すことが必要です。

合併後の組織を検証し、簡素で効率的な、また、町民にわかりやすいものに改編するとともに、様々な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、プロジェクトチームなど横断的な組織を活用します。

行財政改革を真に実効性のあるものとするためには、改革を担う職員の役割が極めて重要であり、それを担う人事制度の改革が不可欠です。コスト意識やスピード感などの経営感覚を持つとともに、常に現状に対する危機意識を持ち、行財政改革を自らの問題として認識するよう、職員の意識改革を促すシステムづくりを進めます。

これまでの人事制度を見直し、実績や能力を重視した人事、給与制度の構築を図るとともに、多様化する住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成するため、職員研修の充実、人事評価制度の本格的導入に向けた準備を進め、地方分権時代にふさわしい人材育成に努めます。

組織として最大限の能力を発揮するためには、組織改革等と併せて、職場環境や行動様式を見直す必要があります。常に職員の間で改革の方向性や取り組むべき仕事を共有し、組織が一丸となって改革に取り組める組織風土をつくります。

## 財 政 持続可能な財政基盤の確立

厳しい財政状況の中、限られた財源を様々なニーズに迅速、的確に配分し、町民の暮らしを将来にわたって支え続ける持続可能な財政力が求められています。これまでの経済成長を前提とした行政の取組みでは、財政力と住民のニーズとのかい離が顕著であり、財政力をもってこの格差を埋めていくには限界が生じています。

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費を抑え、必要な住民サービスや新たな行政課題に対応できるよう、中期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営を行います。

「最小の経費で最大の効果をあげる」という経営の原点に立ち、人件費を含めた総コストの点検、事務事業の仕分けを行い、施策の選択と重点化を進めます。歳入の面では、自主財源の確保、町民負担の公平性の観点から、納税義務者や課税客体の適正な把握に努めるとともに、収納率の向上、滞納対策を強化します。

財政運営の透明性を高め、町民の町財政への理解を深めるため、予算・決算をはじめ町の財政状況や財政計画、財務諸表などを積極的に公表します。

## 行政改革の推進体制

### 全庁をあげた取組み

行政改革というと、ともすれば行政内部の特定な部門において検討されるだけでしたが、全職員がプランの趣旨、内容を十分理解し、改革を所管する部局が中心となって取り組む必要があります。

行財政改革を真に実効性のあるものとするためには、改革を担う職員の役割が極めて重要であり、職員提案制度などの活用により、職員一人ひとりが行政改革に参画するという意識改革も進めるものとします。

### 住民の意見反映

この計画に掲げる項目の推進については、議会や住民からの意見や助言を参考にしながら行います。

また、変更の必要性が生じたときは、適宜修正を加えます。

### 改革の進捗状況の公表

毎年、各課で各課長を中心に自己点検・見直しを実施するとともに、取組事項の達成に向けて行政改革推進本部が中心となりプランの進捗管理を行い、行政改革を着実かつ積極的に推進していきます。その進捗状況を広報紙やホームページ等を通じて町民のみなさんに報告し、改革を推進します。

## 行政改革プランの実施期間

行政改革への取組みは、永続的に進めていく必要がありますが、行政改革プランは平成18年度から平成22年度までを第1期計画期間、平成23年度から平成27年度までの5年間で第2期計画期間とし、プランをローリングさせながら毎年見直しを行い、継続的・効果的に行政改革を推進するものとします。



## 具体的な方策一覧

### 住民との協働によるまちづくり

地方分権により地方の時代が到来し、自己決定、自己責任のもと、地域の特性を生かしたまちづくりの推進が必要です。

地域の特性を生かしたまちづくりを推進するためには、住民や自治会、NPO、ボランティアなどの団体との連携が必要です。各種団体の町政への積極的な提言を尊重しながら、団体の体制強化を支援します。

また、連携のためには、情報の早期周知と共有が重要です。町的意思決定を早める方式や、迅速な情報提供について検討します。

重要施策の意思決定については、施策(案)の段階から意見収集できる体制を整えます。

改革の視点	取組項目		頁
1. 仕組みづくり	1	男女共同参画の推進	12
2. 自治会等との連携	2	自治会等との連携強化	12
3. 情報の提供	3	ITの充実	13
	4	行政情報の充実	13
4. 電子決裁の導入	5	電子決済の導入	14

### 業務運営の見直し

行政を取り巻く環境が変わり、厳しい財政状況の中で、いかに住民の付託に応えることができるかが重要な課題です。従来型の行政サービスを維持していくことが困難になっており、行政サービスの質、量、いずれの側面からも大胆な事務事業の再編整理を行う必要があります。

本来行政が担わなければならない領域を放棄することがないように注意しながら、廃止、縮減すべきところは廃止、縮減するといった姿勢で、説明責任を徹底し事業の再編整理を進めます。また、事務事業、補助金、施設の管理等の業務運営を見直します。

改革の視点	取組項目		頁
1. 事務事業等の見直し	6	経常的な経費の削減	15
	7	個別事業の見直し	15
2. 補助金等の見直し	8	団体運営費補助金の見直し	17
	9	個別補助金の見直し	17
3. 負担金の見直し	10	負担金の見直し	19
	11	個別負担金の見直し	20
4. 施設の統廃合	12	保育所・幼稚園の統廃合	22
	13	庁舎統合	23
	14	類似施設の統廃合	23
5. 指定管理者の導入 民間委託の検討	15	給食センターの民間委託	24
	16	上下水道施設の民間委託	25
6. 事務事業へ達成目標の設定	17	事務事業へ達成目標の設定	25
7. 外部団体の事務局の返還	18	外部団体の事務局の返還	26
8. 職員提案による事務等の改善	19	1課1事務改善運動の実施	27
9. 事業仕分けの実施	20	事業仕分けの実施	27

## 人材の育成と組織機構の整備

地方分権の進展で、自らの創意工夫による魅力的で個性あるまちづくりが求められています。行政改革を町民の共感と理解を得ながら円滑に推進するためには、各職員が危機意識を共有し改革の必要性を認識したうえで、組織全体で総力をあげて取り組むことが必要です。

スリムで柔軟に対応できる行政運営組織に見直し、質素で機動力のある組織・機構を目指します。また、職員の資質向上が重要であり、人材育成基本方針を策定し、専門的かつ高度な行政ニーズに対応できるような能力の開発を効果的に推進します。

改革の視点	取組項目		頁
1. 定員適正化計画の策定	21	定員適正化計画の策定	30
	22	派遣職員等による対応	32
	23	人件費の削減	32
2. 人材育成方針の策定	24	人材育成方針に沿った人事諸制度の改革	33
3. 人事評価制度の導入	25	職員の公募制の導入	35
	26	人事評価制度の導入	35
4. 組織機構の見直し	27	組織機構の見直し	35
	28	プロジェクトチームの活用	36
5. 組織のフラット化	29	組織のフラット化	36
6. 職員研修の充実	30	職員研修の充実	37
7. メンタルヘルス対策の充実	31	メンタルヘルス対策の充実	37

## 持続可能な財政基盤の確立

国の三位一体改革が進む中、地方交付税や補助金の縮減が見込まれる厳しい財政状況にあり、一般会計、特別会計を通じた持続可能な安定的財政基盤を確立することが喫緊の課題になっています。

自主財源の確保及び税負担の公平性の確保のため、状況の変化に応じ滞納整理手法の見直しを行いながら町税滞納整理を強化するとともに、口座振替等による徴収事務の効率化を推進します。また、受益者負担金の適正化、財産処分、企業誘致の推進など積極的に推進します。

入札の際の業者間の競争により落札価格が下がり、経費の削減につながっている自治体があります。入札の工夫、検査の工夫を行うことにより、経費削減を目指します。

改革の視点	取組項目		頁
1. 財政計画等の作成	32	財政計画の作成	38
	33	財政指標の作成と情報提供	38
	34	実質公債比率の改善	39

2．予算説明書の作成	35	予算説明書の作成	39
3．徴収・滞納対策の強化	36	徴収対策・滞納対策の強化	40
	37	口座振替の推進	40
	38	滞納者へのサービス停止	40
	39	税の納付方法の拡大	41
4．使用料等の見直し	40	使用料・手数料の見直し	41
	41	賃借料の見直し	42
	42	納付奨励金の見直し	42
	43	歳計外現金等の運用見直し	43
5．財産処分の検討	44	財産処分の検討	43
6．企業誘致の推進	45	企業等の誘致の推進	44
7．入札の工夫	46	入札方法の検討	44

## 住民との協働によるまちづくり

### 1 仕組みづくり

住民の参画と協働のために、それを行うための第一歩として仕組みづくりに取組みます。

#### 【第1期目標達成】

協働を進める仕組みづくりの導入

町政運営の方針や住民参画の手法などまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例を策定する。H19.4.1 自治基本条例施行

住民参画手続の制度化

自治基本条例に住民参画の手続（パブリックコメント、審議会委員等の公募、町民からの要望・苦情への対応等）について盛り込む。

H20.10.1 北栄町住民投票条例施行

No. 1	担当課	企画振興課			区分	継続
取組項目	男女共同参画の推進					
取組内容	職場や学校、地域、家庭など幅広い分野で、共同参画への取り組みを進めるため、男女共同参画基本計画を策定する。					
これまでの取組実績	H19.4月基本計画策定					
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	2次計画策定					

### 2 自治会等との連携

協働のためには連携が必要です。自治会、ボランティア等との連携強化を図ります。また、自治会等との連携を強化するため、専門部署の設置を含め組織のあり方について検討します。

No. 2	担当課	企画振興課・総務課			区分	継続
取組項目	自治会等との連携強化					
取組内容	自治会、ボランティア、NPO等の活動を支援し、行政と自治会等との連携強化を図る。職員も積極的にボランティア活動に参加する。					
これまでの取組実績	H18～実施					

年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施中				

### 3 情報の提供

連携のためには、情報の共有が必要です。ホームページ等を充実し、コミュニケーションを図ります。

#### 【第1期目標達成】

全町放送方式の統一

時差なく町民に情報を周知するため、全町に向けた放送方式の導入を進める。

H20 工事完成

No. 3	担当課	企画振興課			区分	継続
取組項目	ITの充実					
取組内容	ITを積極的に活用し、町民とのコミュニケーションの充実を図る。					
これまでの取組実績	H19 防災メール・交流広場を実施					
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	防災メールをトリ ビ-メールに移行 120					

No. 4	担当課	企画振興課・各課			区分	継続
取組項目	行政情報の充実					
取組内容	広報、ホームページを見やすいように工夫。またリアルタイム化と内容の充実を図る。 情報に統一性を持たせ、ワンクリックで北栄町の文化面の紹介ができるようホームページを充実させる。					
これまでの取組実績	H19 及び H21 に HP を変更					
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	研修会の実施	HP 更新予定				

## 4 電子決裁の導入

住民の生活の利便性、ペーパーレス化などに電子申請・決裁等のシステムを導入は有効な手段となっています。現在、町単独で導入するには、多額の費用が必要となっていますが、意思決定の迅速化の観点などから、導入を検討します。

No. 5	担当課	企画振興課			区分	継続
取組項目	電子決裁の導入					
取組内容	意思決定の迅速化、ペーパーレス化を図るため電子決裁の導入を検討する。					
これまでの取組実績	H19 一部実施 職員管内出張伺 電子決済については、経費が高額のため難航					
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
	休暇伺を検討					

## 業務運営の見直し

行政を取り巻く環境が変わり、厳しい財政状況の中で、いかに住民の付託に応えることができるかが重要な課題です。従来型の行政サービスを維持していくことが困難になっており、行政サービスの質、量、いずれの側面からも大胆な事務事業の再編整理を行う必要があります。

本来行政が担わなければならない領域を放棄することがないように注意しながら、廃止、縮減すべきところは廃止、縮減するといった姿勢で、説明責任を徹底し事業の再編整理を進めます。また、事務事業、補助金、施設の管理等の業務運営を見直します。

### 1 事務事業等の見直し

事務事業については、これまでから予算編成時に経常的な経費を削減することに努めてきました。これらは、今後も各課において課長が中心となり、予算計上済の事務事業について、自己点検・見直しを継続して実施していくこととします。

(ポイント)

- ア 必要でなかったり、目的を達成していて廃止することはできないか。
- イ 国や県が示す基準やガイドラインが町の実情にあっていなかったり、必要性がないにもかかわらずガイドラインどおり実施したりしていないか。
- ウ 本来は事業実施者の責任において行うべきことに対し、指導・関与していないか。
- エ 本来は民間が行うべきものについて、漫然と実施していないか。

- オ 社会・経済状況が変化したにもかかわらず、漫然と実施していないか。
- カ 新しい手法の導入等により、事務を省いたり、安価で実施することはできないか。
- キ その他

No. 6	担当課	各課	区分	継続	
取組項目	経常的な経費の削減				
取組内容	燃料、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、旅費等の経常的経費の削減に努める。				
これまでの取組実績	H18 から各課で、各課長を中心に自己点検・見直しを実施				
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	実施中				

No. 7	担当課	該当課	区分	継続
取組項目	個別事業の見直し			
取組内容	個別の事務事業について再編整理を進める。			
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水終末処理場の維持管理日数の減 (H22 包括的民間委託実施)</li> <li>・ 河川の水質検査 (2 級河川の検査) の廃止 (H21)</li> <li>・ 交通指導員の費用弁償の見直し (半額弁償制度の導入) (H18)</li> <li>・ 町政モニター制度の廃止 (H18)</li> <li>・ 北栄町魅力発見ツアーの廃止 (H19)</li> <li>・ はり・きゅう・マッサージ事業の見直し (H20)</li> <li>・ 敬老祝慶でダイヤモンド婚事業を廃止 (H20)</li> <li>・ 人権教育推進補佐員の廃止 (H18)</li> <li>・ 東亀谷集会所事業を隣保館に統合し、集会所を閉鎖 (H19)</li> <li>・ 小地域懇談会の準備会議の回数減 (H19~H22)</li> <li>・ 地区進出学習会の北条・大栄地区の回数統一 (H19~H21)</li> <li>・ 人権フォーラム事業を人権教育講演会に集約 (H18)</li> <li>・ 職員給与・出張旅費を全員口座振り込みに (H20~H22)</li> <li>・ 期日前投票所を大栄庁舎 1 箇所とする (H19)</li> <li>・ 投票箱の複数設置により開票時間を短縮する (H19)</li> <li>・ 選挙ポスター掲示場の数を見直す (H19)</li> <li>・ 下水処理で発生する汚泥の処理費を北条大栄で統一する (H20)</li> <li>・ 住民票等を発行する窓口で税証明をあわせて発行 (H19)</li> <li>・ 緊急通報装置 (独居等宅設置) の新規設置はしない (H21)</li> <li>・ 外出支援サービス事業の料金体系を距離制に見直す (H21)</li> <li>・ いきいきサロン事業について自治会の運営自立を促す (H21)</li> <li>・ 松くい虫被害により新植する抵抗性松を新品種に変更 (H21)</li> <li>・ 町が支払う電気料金を口座引きに移行 (H21)</li> <li>・ スポーツ行事について町民主体、企業協賛で実施を検討 (H21)</li> <li>・ 教育相談員制度を廃止 (H21)</li> <li>・ 固定資産税の課税明細と納税通知を同時送付し経費削減 (H22)</li> </ul>			



実施項目 (単位：千円)	担当	H22 まで	年度別計画				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
7-01 町営住宅の建替（手法等の検討） (理由：力)	生活	検討	検討				
7-02 告知機等の修理代を個人負担に (理由：オ)	企画	H20 FAX 実施					
7-03 スポーツイベントが多い。クロスカントリー大会を廃止する。 (理由：ア)	生涯	H18～ 検討	廃止 1,356				
7-04 生きがい活動支援通所事業の対象を精査する。 (理由：オ)	福祉	H21 目標達成	事業内容見直し				
7-05 文化会館等で実施の文化事業について、参加者に応分の負担を求める。また、参加者の少ない講座は廃止する。(理由：オ)	生涯	H21見直し H22 一部 廃止 213	213				
7-06 保育所長の事務の一部を、子育て支援室職員が一括して行うことで、6 保育所長の事務を軽減する。 (理由：力)	町民	H21 目標達成	専任職員の配置検討				
7-07 選挙の1 投票所従事者 4 人の 1 人について臨時職員を活用する。 (理由：力)	総務	検討	一部実施 48				
7-08 選挙の投票事務従事者に管理職を配置する。 (理由：力)	総務	実施 225	実施 180				
7-09 選挙の立会人について、登録制にし、選任の事務を軽減する。 (理由：力)	総務	検討	実施				
7-10 選挙の立会人について、3 人を 2 人とする。 (理由：力)	総務	検討	実施 537				
7-11 期日前投票が増え、投票所での投票者が減っている。距離と事務量を考慮した数に見直す。 (理由：力)	総務	検討			実施		
7-12 中部市町で病後児保育を行っているが、負担割合が「入所定員」で不合理。利用者割を取り入れた方式とする。 (理由：キ)	町民	検討	実施 296	296			
7-13 電話予約による証明書発行について、期間を1 週間程度まで広げ、サービス向上を図る (理由：キ)	町民	検討	実施				
7-14 母子会に原資を貸付、無利子貸付制度の運用を行っているが、父子や会員外が利用可能な制度に見直す。 (理由：オ)	福祉	検討	検討				
7-15 外出支援サービスの対象者を住民税非課税世帯にする。 (理由：力)	福祉	検討	検討	実施予定 1,000			
7-16 【新規】5 月上旬に一括して納税者に通知している町税等口座振替領収済通知書を廃止する。 (理由：キ)	税務		検討	廃止予定 408			
7-17 【新規】交通部長の安全運動前の打合せ会を一本化し事務の軽減を図る。 (理由：オ)	総務		検討	変更予定			

7-18【新規】マイクロバス台数の削減 (理由:エ)	総務		検討	検討	実施 予定		
7-19【新規】町が行う人間ドックの対象者を 国保加入者のみとする。 (理由:キ)	健康		検討	見直し 3300			
7-20【新規】松くい虫特別防除(空中散布) 業務発注の方法を近隣町分をまとめて発注す ることにより事務負担の軽減を図る。 (理由:カ)	産業		検討	実施 予定 1,000			

## 2 補助金等の見直し

補助金等についても、事務事業と同様、これまで予算編成時に削減することに努めてきました。今後も、各課において課長が中心となり、すべての補助金について自己点検・見直しを実施していきます。

(ポイント)

- ア 目的を達成していて廃止することはできないか。
- イ 効果や実績に関係なく、画一的に支出し続けていないか。
- ウ 団体の予算に繰越金が多額にありながら、支出していないか。
- エ 補助金が人件費に充当されているものはないか。
- オ 補助がなくても事業実施や団体運営が可能ではないか。
- カ 他団体や他事業に対し、不公平な補助になっていないか。
- キ その他

No. 8	担当課	各課			区分	継続
取組項目	団体運営費補助金の見直し					
取組内容	団体の運営費補助金については、当該団体の経費を精査し、真に必要な額とする。					
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協、商工会補助金の見直し(H19)</li> <li>・自治会関係補助金を一括交付する(H22)</li> </ul>					
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	実施中					

No. 9	担当課	該当課	区分	継続
取組項目	個別補助金の見直し			
取組内容	すべての補助金について精査し、廃止又は真に必要な額とする。			

<p>これまでの 取組実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北条たばこ組合補助金の廃止 (H22)</li> <li>・ 担い手育成総合支援協議会交付金の廃止(H20)</li> <li>・ 和牛放牧経営体育成事業補助金の廃止 (H19)</li> <li>・ 造林事業補助金の廃止 (H20)</li> <li>・ 農業後継者養成奨学生補助金の廃止 (H18)</li> <li>・ 地産地消推進補助金の廃止 (H22)</li> <li>・ 町労務改善協議会補助金の廃止 (H21)</li> <li>・ 町商工会街路灯組合補助金の廃止 (H22)</li> <li>・ 北条砂丘土地改良区経営体基盤整備補助金の廃止 (H21)</li> <li>・ 畑地担い手支援事業補助金の廃止 (H19)</li> <li>・ 地域農業支援検討事業費補助金の廃止 (H19)</li> <li>・ 合併処理浄化槽設置事業費補助金 (H20)</li> <li>・ 生活路線バス維持対策補助金の見直し (H18)</li> <li>・ 放課後児童クラブ運営補助金の傷害保険分補助の見直し(H22)</li> <li>・ 中学校リーダー研修補助金の廃止 (H19)</li> <li>・ 高齢者インフルエンザ予防接種助成金の見直し (H19)</li> <li>・ 側溝掃除時の土砂運搬車両補助 5000 円/台を廃止 (H19)</li> <li>・ 自治会集会施設整備補助金について新設、改造の補助金を廃止。(H21)</li> <li>・ 自治会運営費と防犯灯電気料金補助を統一し簡易な補助制度とする (H22)</li> <li>・ 納税組合補助金の廃止 (H22)</li> <li>・ 自立・活性化支援交付金の対象を自治会以外を認める制度に見直す (H22)</li> <li>・ スポーツ県外派遣補助について小中学生のみを対象とする。</li> <li>・ 外国人高齢者福祉給付制度を廃止 (H20)</li> <li>・ 資源ごみ改修補助のうち古紙補助を 3 円/kg に減額 (H21)</li> <li>・ 同和対策進学奨励金を H22 年度から新規の補助を廃止 (H22)</li> <li>・ 就職支度金の支給を H22 年度から廃止 (H22)</li> <li>・ 小・中学校 P T A 補助金を事業実施一部補助の制度に変更 (H21)</li> <li>・ 部落解放研究会育成補助金を廃止 (H22)</li> <li>・ 納税組合連合会補助金の廃止 (H22)</li> <li>・ 学校給食等地元味噌供給事業補助について味噌以外も対象とする(H22 廃止)</li> </ul>						
<p>実 施 項 目 (単位：千円)</p>	<p>担 当</p>	<p>H22 まで</p>	<p>年 度 別 計 画</p>				
			<p>23 年度</p>	<p>24 年度</p>	<p>25 年度</p>	<p>26 年度</p>	<p>27 年度</p>
<p>9-01 乳用牛優良精液利用促進事業補助金の見直し (理由：イ)</p>	<p>産業</p>	<p>見直し 100</p>	<p>100</p>				
<p>9-02 中山間地域等直接支払事業費補助金の見直し (理由：ア・イ) *H21 で終了したが、H22 から第3期開始</p>	<p>産業</p>	<p>国施策 の延長 493</p>	<p>493</p>				
<p>9-03 高齢者生活活動参加促進事業補助金の見直し 廃止 (理由：ア)</p>	<p>福祉</p>	<p>H19 見直し 300</p>	<p>廃止</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>9-04 修学旅行引率者補助金(小・中学校)の見直し (理由：カ・キ)</p>	<p>教総</p>	<p>H20 見直し 715</p>	<p>715</p>				
<p>9-05 自治会防犯灯電気料金補助を見直し、H23 年度に廃止する。(理由：オ)</p>	<p>総務</p>	<p>H20～ 検討</p>	<p>廃止困難 一括交付 金へ移行</p>				
<p>9-06 砂丘まつり補助金を見直す (理由：イ、オ)</p>	<p>企画</p>	<p>合併5周 年復活 ±0</p>	<p>廃止 200</p>				

9-07 敬老事業交付金事業 (理由：イ、カ)	福祉	H21～ 見直し	商品券の みお稼 外				
9-08 土地改良区地元負担金軽減事業補助金に ついて北条水系土地改良区発足による見直し をする (理由：イ、カ)	産業	H22 見直し 447	447				
9-09 自衛消防団運営補助について、団員数を 基礎とした補助制度に見直す。 (理由：イ)	総務	H22 検討 (一括交 付金へ移 行)	検討				
9-10 高齢者住宅改良助成制度は県補助が終了 したので廃止する。 (理由：ア)	福祉	H20～ 検討	市町村交 付金事業 に再編				
9-11 障害者住宅改良助成制度は県補助が終了 したので廃止する。 (理由：ア)	福祉	H20～ 検討	市町村交 付金事業 に再編				
9-12 自動車改造費助成事業について自己負担 額導入の検討をする。 (理由：カ)	福祉	H21 上 限10万 円超は 自己負 担	継続 実施				
9-13 部落解放同盟補助金の用途を確認し、適 切な補助額に見直す。 (理由：イ)	生涯	H21 見直し 212	廃止				
9-14 農地流動化推進事業補助金を農地法を踏 まえた制度に変更する。 (理由：キ)	産業	検討	検討				
9-15 【新規】西高尾ダムの管理体制について 東伯土地改良区連合と両者合意形成を図り補 助について検討する。 (理由：キ)	産業	検討	検討				

### 3 負担金の見直し

補助金等の見直しと同様、次の手法によりすべての負担金について見直しを行います。

(ポイント)

- ア 目的を達成していて廃止することはできないか。
- イ 効果や実績に関係なく、画一的に支出し続けていないか。
- ウ 団体の予算に繰越金が多額にありながら、支出していないか。
- エ 補助金が人件費に充当されているものはないか。
- オ 補助がなくても事業実施や団体運営が可能ではないか。
- カ 他団体や他事業に対し、不公平な補助になっていないか。
- キ その他

No. 10	担当課	該当部署	区分	継続
取組項目	負担金の見直し			

取組内容	全国 負担金、県 負担金、中部 負担金など、同じ内容の負担をしているものについて、必要性を検討する。会に対する負担金について、その負担金の使途、繰越金等を精査し、負担額を明確にする。
これまでの取組実績	

実施項目 (単位：千円)	担当	年度別計画					
		H22 まで	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
10-01 県中部や東伯郡の関係の負担金については市町村合併で構成団体が減っており、廃止を検討する。(中部の市町村は 10 から 5 に廃止)	総務	H18 から 検討	検討				
10-02 中部町村会は合併により構成団体が 9 から 4 に減少。町村会への各種負担金を検討する。	総務	H20 から 検討	検討				

No. 11	担当課	該当課	区分	継続			
取組項目	個別負担金の見直し						
取組内容	会に対する負担金について、必要性を検討する。 負担金の使途、繰越金等を精査し適正な負担額に見直す。						
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>羽合消防署管内連絡協議会負担金の廃止 (H18)</li> <li>国土調査推進協議会負担金の廃止 (H20)</li> <li>県農林統計協会負担金の廃止 (H19)</li> <li>中部地区全共委員会負担金の廃止 (H20)</li> <li>商工観光振興連絡協議会負担金の廃止 (H18)</li> <li>企業誘致促進連絡協議会負担金の廃止 (H18)</li> <li>中部産米改良協会負担金の廃止 (H19)</li> <li>日本砂丘学会負担金の廃止 (H19)</li> <li>全国中山間地域振興対策中国四国支部負担金の廃止 (H19)</li> <li>全国中山間地域振興対策協議会負担金の廃止 (H19)</li> <li>中部道の駅祭り負担金の廃止 (H19)</li> <li>日本対ガン団体会員負担金の廃止 (H19)</li> <li>県体育施設協会負担金の廃止 (H19)</li> <li>中部地域改善対策担当指導員設置負担金の廃止 (H21)</li> <li>町原爆被爆者協議会負担金の廃止 (H19)</li> <li>保健センター連絡協議会負担金の廃止 (H20)</li> <li>天神川水系水質汚濁防止連絡協議会負担金の廃止 (H20)</li> <li>学校災害共済掛金負担金の見直し (H20)</li> </ul>						
実施項目 (単位：千円)	担当	H22 まで	年度別計画				
11 - 01 中部地区租税教育推進協議会負担金 (理由：イ)	税務	H19,20 は廃止 H21 復活	検討				
11-02 県地域振興対策協議会負担金 (理由：イ)	産業	H19 見直し 5 H20 見直し	11				

		し 8					
11-04 県指導農業士協議会負担金 (理由：才)	産 業	H20 見直 し 14	14				
11-05 道の駅連絡会負担金 (理由：イ)	企 画	見直し H19 50 H20 60	60				
11-06 鳥取県鉄道利用促進協議会負担金 (理由：イ)	企 画	H19 見直 し 10	10				
11-07 子ども家庭育み協会負担金 (理由：才)	町 民	H19・20 廃止 H22 から 復活	検討				
11-08 中部地区隣保館・集会所等連絡協議会負担金	生 涯	H19 見直 し 6	6				
11-09 中部町村監査委員協議会負担金 (県町村監査委員負担金あり) (理由：イ)	議 会	検討	検討				
11-10 中部町村議長会負担金 (県町村議長会負担金あり) (理由：イ)	議 会	検討	検討				
11-11 東伯地区更生保護女性会負担金 (理由：才)	福 祉	H22～ 検討	検討				
11-12 東伯地区保護司会負担金 (理由：才)	福 祉	H22～ 検討	検討				
11-13 中部民生委員協議会負担金 (理由：才)	福 祉	H22～ 検討	検討				
11-14 鳥取県社会福祉協議会負担金 (理由：才)	福 祉	H22～ 検討	検討				
11-15 東伯郡身体障害者福祉協会負担金 (理由：才)	福 祉	H22～ 検討	検討				
11-16 日本栄養士会負担金 (理由：才)	健 康	H22～ 検討	検討				

#### 4 施設の統廃合

合併により旧 2 町が所有していた類似施設が多数あります。合併による交付税優遇も 10 年間であり、今後すべての施設を維持・管理していくことは困難です。同類施設は統合や廃止する方針を掲げ、保育所、北条庁舎、スポーツ施設のあり方等について、引き続き検討していきます。

No. 12	担当課	町民課・教育総務課		区分	継続
取組項目	保育所・幼稚園の統廃合				
取組内容	町内に町立保育所6、私立1、幼稚園1あり、次世代育成対策計画に基づき統廃合を進める。				
これまでの取組実績	H19に次世代育成対策計画策定 H22から大栄地区小規模保育所の今後について地域と協議を継続				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	栄保育所を 民営化	東・中央・幼 稚園を統合	大谷検討		

＝ 参考 公立・私立保育所、幼稚園の概要 ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

(北条地区)

(人数は平成23年10月1日現在)

区分	東保育所	中央保育所	北条幼稚園	北条みどり保育園
設置	公立	公立	公立	私立
施設構造	RC平屋建て	RC平屋建て	RC平屋建て	RC平屋建て
建築面積 (m <sup>2</sup> )	455	848	536	832
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	3,082	5,173	2,391	2,308
許可年月	昭和26年12月	昭和27年2月	昭和57年4月	昭和57年4月
建築年月	昭和60年4月	昭和56年4月	昭和57年3月	昭和57年4月
入所定員	60名	90名	90名	90名
入所者数	50人	92人	37人	100人
対象年齢	3か月～4歳児	3か月～4歳児	5歳児	2か月～5歳児
保育時間	平日	8:30～16:15	8:30～16:15	8:15～16:00
	平日延長	7:30～18:00	7:30～19:00	7:30～18:00
	土曜日	8:30～11:30	8:30～11:30	希望者のみ
	土曜延長	7:30～18:00	7:30～19:00	7:30～18:00
所長	1人	1人	1人	1人
保育士 (教諭)	正規	3人	5人	3人
	臨時	9人	19人	3人
調理師	正規			
	臨時	2人	2人	
その他				看護師1人

(大栄地区)

(人数は平成23年10月1日現在)

区分	大誠保育所	栄保育所	由良保育所	大谷保育所
設置	公立	公立	公立	公立
施設構造	RC平屋建て木造一部	RC平屋建て	RC平屋建て	RC平屋建て
建築面積 (m <sup>2</sup> )	1,330	666	973	592
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	5,844	4,945	6,572	2,209
許可年月	昭和28年9月	昭和29年3月	昭和25年7月	昭和28年12月

建築年月	平成 16 年 9 月	昭和 53 年 3 月	昭和 62 年 1 月	昭和 58 年 2 月	
入所定員	140名	60名	120名	60名	
入所者数	120人	26人	99人	32人	
対象年齢	3か月～5歳児	3か月～5歳児	3か月～5歳児	3か月～5歳児	
保育時間	平日	8:30～16:15	8:30～16:15	8:30～16:15	
	平日延長	7:30～19:00	7:30～18:00	7:30～18:00	
	土曜日	8:30～11:30	8:30～11:30	8:30～11:30	
	土曜延長	7:30～19:00	7:30～18:00	7:30～18:00	
所長		1人	1人	1人	1人
保育士	正規	7人	3人	7人	3人
	臨時	14人	5人	12人	4人
調理師	正規	2人	1人		
	臨時	1人	1人	2人	2人
その他					

=====

No. 13	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	庁舎統合				
取組内容	業務運営に非効率であること、また、災害発生の際に危機管理上支障があるため本庁舎に統合する。 これに伴い、北条庁舎宿日直警備員を廃止する。				
これまでの取組実績	H20～検討				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	検討				

No. 14	担当課	該当部署	区分	継続				
取組項目	類似施設の統廃合							
取組内容	スポーツ施設など類似施設があるが、老朽化も進んでおり、修繕費もかさんでいる。存続・廃止について検討する。							
これまでの取組実績	由良・大誠・栄プールを廃止解体 福祉事務所の設置により福祉の拠点を集中させる。(H22)							
実施項目 (単位：千円)		担当	H22まで	年度別計画				
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
14-01 健康福祉・増進センターの一本化。福祉事務所、幼保一元化施設の設置により、北条健		健康	H20～検討	検討				



福祉センターを廃止する。							
14-02 体育館の廃止 町内に体育館 10 (学校施設を含む) を所有。財政的に継続活用は困難であり、2 施設を廃止する。	生涯	H20～ 検討	検討				
14-03 テニスコートの廃止 町内にテニスコート 3 (学校施設を除く) を所有。財政的に継続活用は困難であり、2 施設を廃止する。	生涯	H22 北条 テニスコート 廃止 150	大栄を 検討				
14-04 希望の館の廃止 利用者が限られている。また老朽化が進み、改修には多額の費用が見込まれることから、解体撤去を行う。	企画	H21～ 検討	利用方 法を検 討				
14-05 民芸実習館の廃止 油絵・陶芸など、特定の愛好者のみの使用となっている。広く活用できるよう指導する。	生涯	H21～ 検討	検討				
14-06 農業集落排水施設を公共下水道に接続し、汚水の一元処理を行うことで維持管理費を抑制する。	生活	H22～ 検討	検討				

## 5 指定管理者の導入、民間委託の検討

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としたもので、町では、町のすべての公の施設について、指定管理者の導入について平成 18 年 2 月から検討を行っています。

町が直営で管理運営する事業・施設について、民間の活力を活用し、住民サービスの向上が図れるものについて、指定管理者制度や民間委託の導入を検討します。

### 【第 1 期目標達成】

#### 指定管理者の導入

H19～ 3 施設導入 (北条海浜広場、蜘蛛ヶ家山菜の里、レークサイド)

H22～ レークサイド導入

H21 北条地区スポーツクラブと大栄地区スポーツクラブとの統合による職員体制の見直し

H22 大栄地区のスポーツ施設導入

No. 15	担当課	教育総務課	区分	継続
取組項目	給食センターの民間委託			
取組内容	平成 22 年度に統合した給食センターの民間委託を検討する。			

これまでの取組実績	H18～検討、 H21 設計委託、 H22.10.1 北条・大栄給食センターを統合				
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	検討				

No. 16	担当課	生活環境課		区分	継続
取組項目	上下水道施設の民間委託				
取組内容	平成 25 年度までに上下水道とも基幹部分の工事が終了する。これを機に維持管理を民間に委託することを検討する。				
これまでの取組実績	H20 検討 H22 包括的民間委託試行				
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	包括委託実施				

## 6 事務事業へ達成目標の設定

毎年予算化しながら、事務事業の実施は年度末に行われるなど、実施時期が不明確であったり、予算に応じて過剰な事務事業の推進、未達成のままの事業が終了したりしていたものがみられました。予算編成時から、実施時期・目標を設定し、予算の有効活用を図ります。

No. 17	担当課	各課		区分	継続
取組項目	事務事業へ達成目標の設定				
取組内容	事務事業に達成目標を設定し、進捗等について管理を行う。				
これまでの取組実績	H19 から毎年実施（目標と課題）				
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	実施				

## 7 外郭団体の事務局の返還

外部団体の事務局を明確な理由のないまま受け持っている例があります。団体に対し補助金を出しながら、その団体の事務局を担当し、会議の開催通知や会議の進行、団体の旅行先の選定・世話などの一切を行っている例も見られました。これらは、職員の負担になっているだけでなく、団体の自立の妨げになることから、例外なく見直します。

No. 18	担当課	各課	区分	継続
取組項目	外部団体の事務局の返還			
取組内容	外部団体の事務局事務を職員が行っているものについて、その団体の自立のため返還し、職員の事務を軽減する。			
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村年金者連盟大栄町部会（H19 返還）</li> <li>・ 北栄町自衛隊父兄会（H20 返還）</li> <li>・ 北栄町交通安全母の会連絡協議会（H20 返還）</li> <li>・ 日本赤十字北栄分会（H19 実施不可）</li> <li>・ 北栄町女性団体連絡協議会（H19 返還）</li> <li>・ （社）鳥取県緑化推進委員会北栄町支部（H19 実施不可）</li> <li>・ 北栄町農志会（H19 返還）</li> <li>・ 北栄町元気な村づくり推進会議（H19 解散）</li> <li>・ 北栄農業簿記の会（H19 返還）</li> <li>・ （財）竹歳敏夫奨学育英会（H19 実施不可）</li> <li>・ 男女共同参画推進会議（H20 一部実施、H21 返還）</li> </ul>			

実施項目 (単位：千円)	担当	H22 まで	年度別計画				
			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
18-01 北栄砂丘まつり実行委員会	企画	H19 一部実施	一部実施				
18-02 北栄町観光協会	企画	H19～検討	一部実施				
18-03 北栄町酪農組合	産業	H19 一部実施	会計事務を組合に返還				
18-04 北栄町認定農業者協議会	産業	H19 一部実施	一部実施				
18-05 北栄町大栄支部農業者年金友の会	産業	H20 一部実施	一部実施				
18-06 北栄町北条支部農業者年金友の会	産業	H20 協議	検討				

## 8 職員提案による事務等の改善

町民の視点に立った行財政運営のため、より一層の効果的・効率的な業務の執行が求められています。前例踏襲型になりやすい業務等の方法を、職員一人ひとりが常に問題意識をもった事務改善型の方法に改めていくこととします。

No. 19	担当課	各課	区分	継続				
取組項目	1課1事務改善運動の実施							
取組内容	課の事務の執行方法を自主的に改める事務改善運動を行う。							
これまでの取組実績	H20～毎年実施							
実施項目 (単位：千円)	担当	H22まで	年度別計画					
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
19-01 【新規】保育料本算定事務を6月から7月に変更することにより事務軽減を図る。	町民	/	検討	変更予定				
19-02 【新規】認知症の発症者を抱える家族の会については、職員で対応し、講師料の支払を廃止する。	福祉		検討					

## 9 事業仕分けの実施

行政改革の手法の一つとして、外部評価者の厳しい目で事業や施設の妥当性、効果等を評価する事業仕分けが全国の自治体で行われています。町においても事業仕分けを実施していくこととします。

No. 20	担当課	各課	区分	継続	
取組項目	事業仕分けの実施				
取組内容	事業仕分けを年1回行い、行財政改革を推進する。				
これまでの取組実績	H20～毎年実施				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施				



事業名	結果	事業名	結果
消防団活動事業	町継続(改善)	介護予防地域支え合い事業	町継続(改善)
鳥取中部ふるさと広域連合負担金(滞納)	町継続(改善)	町営住宅管理事業	町継続(改善)
町観光協会補助金	民間等	震災に強いまちづくり事業	不要
放課後児童クラブ運営事業	町継続(改善)	少人数学級配置協力金	国・県

コーディネーター 中村卓(構想日本)(敬称略)

評価者 吉弘憲介(とっとり政策総合研究センター研究員)、渡邊隆宏(鳥取県職員)、  
濱本喜彦(町民委員)、林邦臣(同)、飯田博孝(同)、杉川一二美(同)

(平成23年度実施)

平成23年度11月8日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
健康づくり人材育成事業	町継続(改善)	由良川イカダレース事業	町継続(改善)
再生資源収集委託事業	町継続(改善)	民芸実習館事業	町継続(改善)
婚活支援事業	不要	北条砂丘公園センター管理事業	町継続(改善)
図書館運営事業(北条分室)	不要	広報事業	町継続(改善)

コーディネーター 千葉雄二(とっとり地域連携・総合研究センターディレクター)(敬称略)

評価者 谷口繁弥(湖南省総務部長)、北村勇治(鳥取県職員)、  
原田武彦(町民委員)、杉川一二美(同)、浜川康夫(同)、竹信慶一(同)

=====

## 人材の育成と組織機構の整備

地方分権の進展で、自らの創意工夫による魅力的で個性あるまちづくりが求められています。行政改革を町民の共感と理解を得ながら円滑に推進するためには、各職員が危機意識を共有し改革の必要性を認識したうえで、組織全体で総力をあげて取り組むことが必要です。

スリムで柔軟に対応できる行政運営組織に見直し、質素で機動力のある組織・機構を目指します。また、職員の資質向上が重要であり、人材育成基本方針を策定し、専門的かつ高度な行政ニーズに対応できるような能力の開発を効果的に推進します。

## 1 定員適正化計画の策定

定員は、事務・事業の整理等や民間委託などと密接な関係にあり、行政改革を推進していく上でこれらと切り離して考えることができません。

合併により、町の職員数は類似団体（次ページ「定員適正化計画の概要」内参照）と比較し、多くなっています。定員適正化計画を策定し、必要な住民サービスの量と必要な職員数のバランスに考慮した定員管理を行います。また、計画の実現・コスト削減のため、職員が行っている業務のうち、定型的な業務、単純な業務を切り離して派遣職員等に切り替えます。

No. 21	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	定員適正化計画の策定				
取組内容	事業事務の整理合理化、職員の適正配置等の観点から、定員適正化計画を策定する。				
これまでの取組実績	H18 計画策定 H20 改訂 H21 職員数計画変更				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施				

### ＝ 参考 定員適正化計画の概要 ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

#### 1 定員適正化計画策定の必要性

本町を含めた地方公共団体の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しい状況にあり、この下で、行政ニーズの変化に的確に対応するためには、事務事業の見直し、組織の簡素・効率化、事務事業の外部委託などに取組みながら、行政ニーズと業務量に応じた適正な定員配置と再配分を行うことによって、簡素で効率的な行政運営に努める必要がある。

このため、新たな定員管理計画を策定し、引き続き、適正な定員管理を行う。

#### 2 定員管理計画

- (1) 計画期間 平成 17 年 10 月 1 日を基準とした平成 25 年 4 月 1 日までの 8 年間
- (2) 対象 全職員
- (3) 数値目標 平成 17 年 10 月 1 日現在の総職員数 199 人を 8 年間で 14.57%削減し、平成 25 年 4 月 1 日の目標を 170 人とします。

区 分	H17 (10.1)	H18 (4.1)	H19 (4.1)	H20 (4.1)	H21 (4.1)	H22 (4.1)	H23 (4.1)	H24	H25	累計
職員数	199	192	185	176	176	172	174 <del>170</del>	172	170	
退職者数 (予定)		8	10	14	7	10	10 <del>4</del>	8	4	71 <del>62</del>
新規 採用者数		中途 1	3	5	7	6	12 <del>2</del>	6	2	42 <del>29</del>
対前年 削減数		7	7	9	0	4	2 <del>2</del>	2	2	29 <del>33</del>

数字の訂正及び H24～H25 の数値追加は、H22 見直しによるもの

#### 《参考》

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（骨太の方針）」では、平成 22 年度までに、国家公務員の定員削減（5.7%）と同程度の定員削減を行うこと。191 人×5.7% = 10.887 人  
定員モデルの状況

H17、10、1 対象職員	定員モデル	超過人員	備考
180	175	5	公営企業等改正に属する職員はモデルの対象とされていません。

「定員モデル」とは、人口、行政面積、道路延長などの行政需要と密接に関連すると考えられる指標と職員数の関係を分析し、これに基づいて地方自治体の参考となる職員数を算式により求めた職員数です。

#### 類似団体との職員数の比較

人口（H17,3,31 現在）16,854 人 類型 -0 類似団体数は湯梨浜町、大山町、奥出雲町（島根県）世羅町（広島県）など全国で 38 団体

区分	H17,10,1 A	類団指数 B	比較 A-B
一般行政職	146	138	8
教育部門	34	33	1
普通会計の合計	180	171	9

「類似団体」とは全町村の中で、人口規模や産業構造が類似した団体のことを言います。町村については、15 グループに分類されています。（指数は H17 年度）

### 3 計画の管理等

#### (1) 計画の管理

毎年度の個別の行政需要との整合性を図りながら、職員の年齢構成に配慮しつつ、計画的な採用と退職者の管理の下で、目標数値の達成に努めます。

#### (2) 定員管理の視点

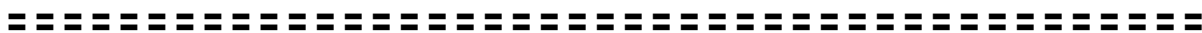


計画目標の達成を図るため、以下の視点から適正な定員管理を行う。

- ・ 事務事業の整理合理化
- ・ 事務の外部委託の推進
- ・ 指定管理者制度の活用
- ・ 組織の簡素効率化と職員の適正な配置
- ・ 事務改善と職員の能力向上
- ・ 事務積み上げによる適正人員の把握
- ・ 退職補充者の抑制

(3) 計画の見直し

計画の中間時点である平成 20 年度において、その後の状況の変化等を踏まえた計画の見直し、フォローアップを行う。



No. 22	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	派遣職員等による対応				
取組内容	費用対効果、サービス水準の観点から、職員が行っている業務（例 窓口業務、企業会計事務等）を派遣職員、臨時職員等に切り替える。				
これまでの取組実績	H18～検討				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	検討				

No. 23	担当課	総務課	区分	継続				
取組項目	人件費の削減							
取組内容	定員管理計画の遵守、業務の派遣職員への切り替え等により、人件費の削減を行う。							
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H21～体育指導員 5 減</li> <li>・ H22～交通安全指導員 2 減</li> <li>・ 給食センター臨時職員賃金の見直し</li> </ul>							
実施項目 (単位：千円)		担当	H22 まで	年度別計画				
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
23-01 保育士の定数・配置 小規模保育所の 5 歳児を大規模保育所に集約し、20 人以上の集団の中で保育することで職員数を見直す。		町民	H21 検討 H22 幼保一元化検討					

23-02 臨時職員の期末手当 6,12月に支給の期末手当が雇用の時期によって支払額に異なっている。期末手当分を日額に含め、公平支給とし事務軽減を図る。	総務	H22 検討 H23 実施 予定	実施				
23-03 職員の健康診断 基本検診、人間ドック以外の検診(婦人検診や胃がん検診など)については、職員検診の対象としない。	総務	H20 見直し 449 H22 廃止 しない	検討	実施 予定			

## 2 人材育成方針の策定

No. 24	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	人材育成方針に沿った人事諸制度の改革				
取組内容	町が求める職員像を示すとともに、人事諸制度の改革の方向を示すため「北栄町人材育成基本方針」を策定し、人事諸制度の改革を行う。				
これまでの取組実績	H21 人材育成方針の策定				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	検討				

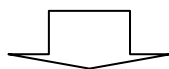
### 参考 人材育成方針の概要

#### 「人材育成方針」の策定方針

##### 1 総合的な人事制度への移行

###### 《従 来》

- ・人事制度を人材育成に生かすという考え方が不十分であった。
- ・人事管理の中心となったのは、昇任、処遇等にかかる制度と運用であった。



###### 《民間の現状》

- ・人的資源管理に基づく人事管理  
「事業の実行、組織運営にとって、人はその成否を左右する重要な資源」



###### 《方 針》

- ・どのような人材が必要なのか。  
職員の能力開発方法をどのようにするか。どんな人材を採用するか。
- ・職員の意欲を引き出し、意識改革をいかに図るか。
- ・組織の活性化をいかに図るか。

## 2 個人を尊重し、能力を伸ばす人事制度への転換

《従 来》

・タテ型の組織	秩序と協調性の重視
型にはまった行動様式や思考パターン = 重宝されてきた	

《方 針》

・年功序列人事での処遇からの脱却
・職員の意欲と能力を引き出し、個性をもつ人材を育成 (個性あるまちづくりのために、個性ある人材が必要)

## 3 職員の行動指針となる育成方針の策定

・どのような人材が必要とされているか、そして、自らどのように育っていくのか、職員に明確にわかりやすく示し、目指す「職員像」を明らかにする。

・「北栄町人材育成方針の内容の骨子

1 人材育成方針の意義

2 人材育成基本方針の目指すもの

総合的な人事制度への移行

個性をもつ人材をつくる

職員の行動指針となるものに

3 どのような人材育成を目指すのか

必要とされる「職員像」とは

「個性をもつ人材」の育成

「住民に仕える有能な職員の集団」の達成を目指して

4 北栄町の現状と課題

組織運営と職場管理上の問題点

研修体制の問題点

5 人材育成の方策

新たな人事制度の構築

目標管理制度の導入

研修の充実

職場における環境づくり

=====

## 3 人事評価制度の導入

優秀な人材を確保し育成することが重要になってきています。

これまで職員の採用は、通常、鳥取県中部の出身者や居住者に限っていましたが、より有能な人材を確保するためその見直しを進めます。また、職員の能力や可能性や伸ばすため、目標

管理制度や本格的な人事評価制度の導入について検討を行います。

No. 25	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	職員の公募制の導入				
取組内容	特定の専門的職種などを対象に、より有能な人材を全国から確保するため、職員の公募制の導入を検討する。				
これまでの取組実績	H20 実施、H21・22 実施なし				
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	実施				

No. 26	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	人事評価制度の導入				
取組内容	職員の能力を最大限に引き出し、活用し、組織力の最大化を測るため、目標管理制度・本格的な人事評価制度の導入を行う。				
これまでの取組実績	H19 人事評価制度試行開始				
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	試行	本格実施予定			

#### 4 組織機構の見直し

事務事業を効果的、効率的に処理し、町民にわかりやすい組織の体制が求められています。課題に的確に対応できる体制に絶えず見直ししていくとともに、従来の縦割り組織にとらわれないプロジェクトチームの活用を行います。

No. 27	担当課	総務課	区分	継続
取組項目	組織機構の見直し			
取組内容	課題に的確に対応し、町民にわかりやすい体制を確立するため、課の統廃合・見直しを継続的に行う。			
これまでの取組実績	H19.4：企画情報課 企画振興課、産業振興課 + 地域整備課 産業振興課 H22.4：環境政策課 + 上下水道課 生活環境課、生涯学習課 + 人権同和教育課 生涯学習課			

年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	検討	実施予定			

No. 28	担当課	総務課	区分	継続
取組項目	プロジェクトチームの活用			
取組内容	課題に迅速かつ的確に対応する必要が生じたときは、プロジェクトチームの活用を行う。			
これまでの取組実績	H18～随時実施 H19 実施 H20 該当なし H22 庁舎 PT			

実施項目 (単位：千円)	担当	H22 まで	年度別計画				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
28-01 行政体制の見直し 教育委員会のスポーツ、文化部門のあり方を検討する。	生涯	H20～ 検討	検討				

## 5 組織のフラット化

現在の組織では課内に特別な事業が発生した場合、係の存在がスムーズな事務処理を妨げる場合も少なくありません。意思決定、事業実施の迅速化、職員の効率的な配置等のため、組織のフラット化<sup>3</sup>の導入を進めます。

No. 29	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	組織のフラット化				
取組内容	事務事業実施の迅速化、職員の効率的な配置のため、組織のフラット化を進める。				
これまでの取組実績	H19 一部実施				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	検討	実施予定			

<sup>3</sup> フラット化とは、「係」等を廃止し、課内の連携を深めより柔軟で機動的な組織とすること。指示命令系統の簡素化を通じてコミュニケーションの充実を図る方法

## 6 職員研修の充実

地方分権の推進や町民のニーズに的確に対応する職員が求められています。

自己啓発、職場内研修、職場外研修を充実し、幅広い見識を身につけた職員を育成します。

No. 30	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	職員研修の充実				
取組内容	職員研修を充実し、多様化する住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成する。				
これまでの取組実績	H18～毎年実施				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施				

## 7 メンタルヘルス対策の充実

近年、「うつ対策」をはじめとするメンタルヘルス<sup>4</sup>対策の必要性が増大しています。職員の健康を阻害する様々な職場のストレスを軽減し、支援体制を作り、病気の予防や健康の維持増進を図ります。また、早期に発見して必要な援助や、不幸にして病気にかかってしまった人への復職や復職後の援助を行います。

No. 31	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	メンタルヘルス対策の充実				
取組内容	メンタルヘルス対策を充実し、病気の発生を防ぐ。また病気にかかってしまった人への復職や復職後の援助を行う。				
これまでの取組実績	H18～実施				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施				

<sup>4</sup>メンタルヘルスとは、一般的に「心の健康」と訳されている。心の・制せ品の（メンタル）、健康・保健（ヘルス）という意味。

## 持続可能な財政基盤の確立

国の三位一体改革が進む中、地方交付税や補助金の縮減が見込まれる厳しい財政状況にあり、一般会計、特別会計を通じた持続可能な安定的財政基盤を確立することが喫緊の課題になっています。

自主財源の確保及び税負担の公平性の確保のため、状況の変化に応じ滞納整理手法の見直しを行いながら町税滞納整理を強化するとともに、口座振替等による徴収事務の効率化を推進します。また、受益者負担金の適正化、財産処分、企業誘致の推進など積極的に推進します。

入札の際の業者間の競争により落札価格が下がり、経費の削減につながっている自治体があります。入札の工夫、検査の工夫を行うことにより、経費削減を目指します。

### 1 財政計画等の作成

厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営を行うことが求められています。財政計画を策定し、計画的な執行を行うとともに、財政指標・状況をわかりやすく情報提供します。

No. 32	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	財政計画の作成				
取組内容	持続可能な財政運営等の視点から、中期財政計画を策定し、計画的な財政執行を行う。				
これまでの取組実績	H19.6月策定 以降毎年見直し				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施				

No. 33	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	財政指標の作成と情報提供				
取組内容	バランスシートを作成し、資産と負債の全体像を明らかにするとともに、財政状況をわかりやすく情報提供する。				
これまでの取組実績	H19 実施				
年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

財政効果	実施				
------	----	--	--	--	--

<b>No. 34</b>	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	実質公債費比率の改善				
取組内容	H19 年度以降実質公債費比率が 18% 超となっている。繰越金等剰余金が発生した場合、基金積立ではなく起債借入の調整をする。				
これまでの取組実績	H22 臨時財政対策債を 3 億円程度借入抑制				
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	臨財債の借入抑制				

## 2 予算説明書の作成

町の予算については、町報等でお知らせしていますが、紙面に制限があり十分な説明、わかりやすい説明ができていないのが実態です。財政計画の状況、予算執行状況、予算、決算についてわかりやすい説明書を作成します。

<b>No. 35</b>	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	予算説明書の作成				
取組内容	毎年の予算（今年のごと）や決算（主要施策の成果）を説明する資料を作成し情報提供する。				
これまでの取組実績	H19～毎年実施				
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	実施				

## 3 徴収・滞納対策の強化

厳しい財政状況の中では、コスト削減はもとより、収入の確保も重要な要素です。

これまでに引き続き、多様な徴収方法を検討したり、管理職の動員・強化月間の設定を設けたりして徴収にあたり、自主財源の確保に努めます。



税・料金等を一括して徴収する部署の設置や、口座振替の推進、長期滞納者や悪質な滞納者に対しては、行政サービス制限制度の導入について検討を行います。

【第1期目標達成】

税の納期の回数変更

現在の8期を法定納期4期に変更し、収納管理事務の効率化、滞納整理事務を強化する。

No. 36	担当課	該当部署	区分	継続	
取組項目	徴収対策・滞納対策の強化				
取組内容	管理職を動員し、徴収強化月間を設けて集中的に徴収にあたる。				
これまでの取組実績	H18～毎年実施				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施				

No. 37	担当課	該当部署	区分	継続	
取組項目	口座振替の推進				
取組内容	徴収対策のため、税・料金等の口座振替を積極的に推進する。				
これまでの取組実績	H18～実施 H21:67.9% H22:69%				
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施				

No. 38	担当課	該当部署	区分	継続
取組項目	滞納者へのサービス停止			
取組内容	悪質な滞納者に対しては、行政サービスの制限について先進地事例を調査し導入を検討する。			
これまでの取組実績	H18～検討 H19、町営住宅の入居を制限			

年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	一部導入				

No. 39	担当課	税務課			区分	新規
取組項目	税の納付方法の拡大					
取組内容	納付の利便性のため、コンビニ納付に加えクレジット納付を導入する。					
これまでの 取組実績	H22 コンビニ実施					
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	検討	検討	クレジット 実施予定			

#### 4 使用料等の見直し

現在の使用料は合併調整で設定されていたものですが、当時の予想を上回る財政難から見直ししなければならない状況になっています。

使用料・手数料・賃借料などについて受益者負担の観点から、必要なものは直ちに見直し、合併3年経過後にはすべての使用料等を適正な額に見直しすることとします。納付奨励金については口座振替によって取扱事務が軽減になっていることから、納税組合と協議し見直しを進めます。

No. 40	担当課	該当部署	区分	継続					
取組項目	使用料・手数料の見直し								
取組内容	受益者負担の観点から、適正な料金に設定・見直す。各種減免規定についてもあわせて見直しを行う。								
これまでの 取組実績	H18～検討								
実施項目 (単位：千円)			担 当	H22まで	年 度 別 計 画				
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

40-01【新規】青山剛昌ふるさと館入館の行政視察の有料化について検討	企画		検討				
40-02【新規】大栄町・大倉・北条水系土地改良区の施設使用料の統一化	産業		検討				

No. 41	担当課	該当部署			区分	継続
取組項目	賃借料の見直し					
取組内容	施設・土地の賃借料について、立地条件・利用状況を考慮し、適正な額に見直す。					
これまでの取組実績	H19～検討					
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	検討					

No. 42	担当課	生活環境課・税務課			区分	継続
取組項目	納付奨励金の見直し					
取組内容	旧町水道料金、下水道料金で納付奨励金の取り扱いが異なっている。納税組合と協議し、奨励金の見直しをする。					
これまでの取組実績	H19 見直し 220					

実施項目 (単位：千円)	担当	H22まで	年度別計画				
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
41-01 下水道料金の改定 会計が逼迫しており、水道料金を行う。 H21,13%の改定を議決	生活	H22.4料 金改定 + 13,799	検討				
40-02 ゴミ処理手数料の見直し ゴミ袋販売手数料では、ごみ収集経費の8%しか賄っていない。不燃ごみの有料化も含め 処理手数料の見直しを行う。	生活	H21～ 検討	検討				
40-03 固定資産税減免措置の廃止 同和対策事業に係る固定資産税の減免措置を 廃止する。	税務	検討	検討	段階的 減免	段階的 減免	廃止予 定	

No. 43	担当課	出納室	区分	継続	
取組項目	歳計外現金等の運用見直し				
取組内容	敷金や預かり金などの歳計現金、歳計外現金を定期預金運用し、利子の確保を図る。				
これまでの取組実績	H22 実施 + 200				
年度別計画 財政効果	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	実施				

## 5 財産処分の検討

町には活用をしていない財産が数多くあります。その中には、購入資金を借り入れて行ったものもあり、元金に加え利息の償還が必要です。

迅速かつ計画的に売却や企業誘致を進めることとします。また、売却に関する情報を町報やホームページ等を用いて広く町民に提供します。

No. 44	担当課	総務課	区分	継続	
取組項目	財産処分の検討				
取組内容	個々の未利用町有財産について、迅速かつ計画的な処分を行う。				
これまでの取組実績	H18 土地売却 31,709 千円 H19 土地売却 3,355 千円 H20 土地売却 2,580 千円 H21 土地売却 20,136 千円 H22 土地ほか 532 千円 水道会計所有財産の売却 8,627 千円				

実施項目 (単位：千円)	担当	H22 まで	年 度 別 計 画				
			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
43-01 未利用町有財産の処分を行う。	総務		土地売却 +2,150				
43-02【新規】老朽化が進む後口谷畜産施設、国坂ブドウ団地資材施設、フルーツドーム等について処分を検討する。	産業		検討				
43-02【新規】上水道施設用地の売却及び有効利用を図る。(松神第1・2水源地)	生活		検討				

## 6 企業誘致の推進

企業や商業施設の進出は、町の活性化につながります。引き続き企業等の誘致を推進します。

No. 45	担当課	企画振興課			区分	継続
取組項目	企業等の誘致の推進					
取組内容	町の雇用対策、税収の確保、工業団地処分のため企業や商業施設の誘致を推進する。					
これまでの取組実績	H18～検討					
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	検討					

## 7 入札の工夫

工事・業務発注の入札において、落札額の低下は大きな財源を節約することになります。発注の方法等を検討し、財源を残す努力を行います。

No. 46	担当課	総務課			区分	継続
取組項目	入札方法の検討					
取組内容	入札において、競争を促す工夫について検討する。					
これまでの取組実績	H20 指名業者の非公表を実施 H22 総合評価指名競争入札の導入 H22～指名基準改正					
年度別計画 財政効果	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	指名基準改正					